

総務省令第十三号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令を次のように定める。

平成十四年二月十二日

総務大臣 片山虎之助

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令

（法別表第一の総務省令で定める事務）

第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第一の総務省令で定める恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 2 法別表第一の総務省令で定める執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定に

よる年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

3 法別表第一の総務省令で定める国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

4 法別表第一の総務省令で定める地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務（地方公務員共済組合の項に規定するものに限る。）は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - 三 受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 5 法別表第一の総務省令で定める地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務（地方議会議員共済会の項に規定するものに限る。）は、次のとおりとする。
- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - 三 給付を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 6 法別表第一の総務省令で定める介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による同法第三百二十四条第一項の通知若しくは第三百三十七条第五項若しくは第三百三十八条第三項（これらの規定を同法第四百四十条第三項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第三百三十七条第一項（同法第四百四十条第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務は、特別徴収対象被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

とする。

7 法別表第一の総務省令で定める介護保険法による同法第三百三十四条第三項（同法第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十六条第六項（同法第三百三十八条第二項、第四百十条第三項及び第四百十一条第二項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は同法第三百三十七条第二項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務は、特別徴収対象被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

8 法別表第一の総務省令で定める地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

六 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9 法別表第一の総務省令で定める電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による無線局の免許に関する事務は、次のとおりとする。

一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 免許人の地位の承継の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する  
応答

三 免許人の地位の承継の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 免許状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 放送局の事業計画の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六 免許人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

10 法別表第一の総務省令で定める消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による危険物取扱者試験の実施に関する事務は、受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。

11 法別表第一の総務省令で定める消防法による消防設備士試験の実施に関する事務は、受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。

12 法別表第一の総務省令で定める消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十二年法律第一百七号）による消防団員等福祉事業の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 消防団員等福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する  
応答

二 消防団員等福祉事業のうち被災団員若しくはその遺族の援護を図るために必要な資金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 消防団員等福祉事業のうち被災団員若しくはその遺族の援護を図るために必要な資金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

13 法別表第一の総務省令で定める国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

14 法別表第一の総務省令で定める旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

15 法別表第一の総務省令で定める私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

16 法別表第一の総務省令で定める技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による技術士試験の実施に関する事務は、受験申込書の受理、受験申込書に係る事実についての審査又は受験申込書の提出に対する応答とする。

17 法別表第一の総務省令で定める技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 技術士又は技術士補の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18 法別表第一の総務省令で定める労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 免許証の書替えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

19 法別表第一の総務省令で定める労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務は、免許試験受験申請書の受理、免許試験受験申請書に係る事実についての審査又は免許試験受験申請書の提出に対する応答とする。

20 法別表第一の総務省令で定める作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務は、登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

21 法別表第一の総務省令で定める労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 保険給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 保険給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 保険給付を受ける権利を有する者又は遺族補償年金若しくは遺族年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 労働福祉事業のうち被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業若しくは被災労働者若しくはその遺族の援護を図るために必要な事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 労働福祉事業のうち労災就学等援護費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

六 労働福祉事業のうち労災就学等援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 法別表第一の総務省令で定める賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務は、確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

23 法別表第一の総務省令で定める雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

24 法別表第一の総務省令で定める雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金（以下この条において「基本手当等」という。）の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 基本手当等の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応

答

二 基本手当等の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の  
確認

25 法別表第一の総務省令で定める雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務は、雇用安定事業、能力開発事業若しくは雇用福祉事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

26 法別表第一の総務省令で定める職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定の合格証書の交付に関する事務は、合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

27 法別表第一の総務省令で定める戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

28 法別表第一の総務省令で定める厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

29 法別表第一の総務省令で定める建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 許可の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 許可申請書若しくはその添付書類の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

30 法別表第一の総務省令で定める建設業法による技術検定の実施に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 技術検定受検申請書の受理、技術検定受検申請書に係る事実についての審査又は技術検定受検申請書の提出に対する応答
- 二 合格証明書の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

31 法別表第一の総務省令で定める建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

32 法別表第一の総務省令で定める浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）による浄化槽設備士免状の交付に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 浄化槽設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

33 法別表第一の総務省令で定める宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による宅地

建物取引業の免許に関する事務は、次のとおりとする。

一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

34 法別表第一の総務省令で定める旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務は、次のとおりとする。

一 第一種旅行業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 第一種旅行業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 第一種旅行業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

35 法別表第一の総務省令で定める旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務は、合格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

36 法別表第一の総務省令で定める地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）による地域伝統芸能等通訳案内業の認定の実施に関する事務は、認定証の再交付若しくは書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての

審査又はその申請に対する応答とする。

37 法別表第一の総務省令で定める国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 登録ホテル業若しくは登録旅館業を営む者の地位の承継の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

38 法別表第一の総務省令で定める不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の生存の事実の確認

39 法別表第一の総務省令で定める建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

- 三 免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 建築士法第五条の二第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

#### 六 建築士の生存の事実の確認

40 法別表第一の総務省令で定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空機の登録に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 新規登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 変更登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 移転登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 抹消登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

41 法別表第一の総務省令で定める気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）による気象予報士の登録に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 気象予報士の生存の事実の確認

42 法別表第一の総務省令で定める国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。防衛庁

の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。

）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

六 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条 法別表第二の総務省令で定める同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した

選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

2 法別表第二の総務省令で定める同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

3 法別表第二の総務省令で定める消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 損害補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 損害補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 損害補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 退職報償金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応

答

4 法別表第二の総務省令で定める公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による指定疾病に係る認定に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 補償給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 三 被認定者又は補償給付を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条 法別表第三の総務省令で定める恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2 法別表第三の総務省令で定める消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施

、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 危険物取扱者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 危険物取扱者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 危険物取扱者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 危険物取扱者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書の提出に対する応答

五 消防設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 消防設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 消防設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 消防設備士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書

の提出に対する応答

3 法別表第三の総務省令で定める職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 職業訓練指導員の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 職業訓練指導員免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 職業訓練指導員試験受験申請書の受理、職業訓練指導員試験受験申請書に係る事実についての審査又は職業訓練指導員試験受験申請書の提出に対する応答

四 技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

4 法別表第三の総務省令で定める建設業法による建設業の許可に関する事務は、次のとおりとする。

一 許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 許可の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 許可申請書若しくはその添付書類の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実につ

## いての審査

5 法別表第三の総務省令で定める浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務は、次のとおりとする。

一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

6 法別表第三の総務省令で定める宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務は、次のとおりとする。

一 宅地建物取引業の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 宅地建物取引業者名簿登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 宅地建物取引主任者資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 宅地建物取引主任者資格の登録の移転の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 宅地建物取引主任者資格の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は

その申請に対する応答

7 法別表第三の総務省令で定める旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務は、次のとおりとする。

一 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

8 法別表第三の総務省令で定める建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務は、次のとおりとする。

一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 建築士法第五条の二第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実

## ついでにの審査

### 六 建築士の生存の事実の確認

9 法別表第三の総務省令で定める公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 補償給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 三 被認定者又は補償給付を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(法別表第四の総務省令で定める事務)

第四条 法別表第四の総務省令で定める同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

2 法別表第四の総務省令で定める消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 損害補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

- 二 損害補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 損害補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 退職報償金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

答

3 法別表第四の総務省令で定める公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 補償給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 三 被認定者又は補償給付を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条 法別表第五第一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実につい

## ての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2 法別表第五第二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 危険物取扱者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 危険物取扱者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 危険物取扱者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 危険物取扱者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書の提出に対する応答

五 消防設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 消防設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- 七 消防設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 八 消防設備士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書の提出に対する応答
- 3 法別表第五第三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 一般旅券の渡航先の追加の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 三 一般旅券の査証欄の増補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 4 法別表第五第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 職業訓練指導員の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 職業訓練指導員免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- 三 職業訓練指導員試験受験申請書の受理、職業訓練指導員試験受験申請書に係る事実についての審査又は職業訓練指導員試験受験申請書の提出に対する応答
- 四 技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 法別表第五第五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - 三 受給資格者又は対象児童の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 六 法別表第五第六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - 三 受給資格者又は支給対象障害児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 七 法別表第五第七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 許可の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 許可申請書若しくはその添付書類の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

8 法別表第五第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

9 法別表第五第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 宅地建物取引業の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 宅地建物取引業者名簿登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 宅地建物取引主任者資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 宅地建物取引主任者資格の登録の移転の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 宅地建物取引主任者資格の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は

その申請に対する応答

10 法別表第五第十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 第二種旅行業若しくは第三種旅行業若しくは旅行業者代理業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

11 法別表第五第十一号の総務省令で定める事務は、免許証の再交付若しくは書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

12 法別表第五第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 建築士法第五条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理又はその届出に係る事実

ついでにの審査

六 建築士の生存の事実の確認

七 建築士法第十条の二第一項の規定による書類の提出若しくは届出の受理又はその書類若しくは届出に係る事実についての審査

八 建築士事務所の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する  
応答

九 建築士事務所の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

13 法別表第五第十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 補償給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三 被認定者又は補償給付を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事

実の確認

附 則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。